

4 県内発生段階（国計画におけるフェーズ4B、フェーズ5B）

(1) サーベイランス

- ・ 感染症法に基づく指定感染症への政令指定に伴う医師からの報告により、新型インフルエンザ（疑似症患者を含む）の発生動向について把握する。（保健薬務課、保健所、衛生研究所）
- ・ 感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するため、クラスターサーベイランスを継続する。（保健薬務課、保健所）
- ・ 患者の現状をリアルタイムに把握するため、症候群サーベイランスを継続する。（保健薬務課）
- ・ インフルエンザ様疾患集団発生報告に基づく情報収集の中止を検討する。（保健薬務課、保健所）
- ・ 新型インフルエンザ（疑似症患者を含む）による患者数、入院患者数及び死亡者数について、感染症指定医療機関からの報告に基づく把握を継続する。（保健薬務課）

(2) 情報提供・相談

ア 情報提供

- ・ 患者発生状況、感染予防策、相談体制及び医療体制等について、ホームページ等に掲載するとともに、必要に応じ報道機関を通じて情報提供を行う。（保健薬務課、衛生研究所、県民文化課国際室、危機管理室）
- ・ 市町村及び医療機関などの関係機関・団体に対し、患者の発生状況等について、引き続き情報提供を行う。（保健薬務課）

イ 相談

- ・ 県庁、総合支庁及び保健所に設置した相談窓口の体制を継続する。（県庁、総合支庁、保健所）
→ 相談窓口では、県民生活相談、渡航関係相談及び健康相談に対応する。

(3) 県民・事業者等への感染拡大防止要請、対応及び支援

ア 学校

- ・ 学校の管理者に対し、生徒・教職員の健康状態の把握に努め、マスク着用や換気を促し、発熱、咳等の症状のある者の早期発見と医療機関受診を指導するよう要請する。（スポーツ保健課、教育やまがた振興課⇒学校）
- ・ 集団発生による学級閉鎖、学年閉鎖、休校については、通常のインフルエンザより感染力が強いことを想定して、積極的な対応を行うよう要請する。（スポーツ保健課、教育やまがた振興課⇒学校）

イ 事業所

- ・ 事業所の管理者に対し、従事者の健康状態の把握に努め、マスク着用や換気を促し、発熱、咳等の症状のある者の早期発見、医療機関受診と休養を勧告するよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- ・ 可能な場合は一時的な業務縮小や臨時休業を要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- ・ 不要不急の会議、研修、行事・イベント等は延期又は中止するよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)

ウ 社会福祉施設

- ・ 施設の管理者に対し、利用者・従事者の健康状態の把握に努め、マスク着用や換気を促し、発熱、咳等の症状のある者の早期発見、医療機関受診と休養を勧告するよう要請する。(健康福祉部⇒社会福祉施設)
- ・ 不要不急の会議、研修、行事・イベント等は延期又は中止するよう要請する。(健康福祉部⇒社会福祉施設)
- ・ 発熱、咳等の症状のある者の面会・訪問等を制限し、施設内へのインフルエンザ持ち込み防止について協力を求めるよう要請する。(健康福祉部⇒社会福祉施設⇒面会者等)

エ 国際航空・船舶

- ・ 必要に応じて国際航空・船舶の運行自粛を要請する。(危機管理室⇒関係事業者)
- ・ 入港船舶の情報を収集し、関係機関に提供する。(交通政策課空港港湾室、港湾事務所⇒関係機関)
- ・ 新型インフルエンザ患者(疑似症患者、要観察例を含む)が入国した場合、停留等を行う検疫所と連携するとともに、患者(疑似症患者、要観察例を含む)を感染症指定医療機関に移送する。(保健薬務課、保健所⇒患者)
- ・ 新型インフルエンザ患者(疑似症患者、要観察例を含む)が乗っていた航空機・船舶の同乗者に対する疫学調査を実施する。(保健薬務課、保健所⇒同乗者)

オ 大規模イベント、興行施設、商業施設、公共機関、公共施設

- ・ 感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置等を実施してもらうよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)
- ・ 興行施設等不特定多数が集まる活動の自粛を要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒施設等)

カ 在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）

- ・ 新型インフルエンザに関する情報の提供、医療に関する相談・案内の支援を市町村保健・福祉主管課に要請する。（健康福祉部⇒市町村⇒在宅療養者）
- ・ 在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、また、介護の際にインフルエンザを感染させることのないよう、市町村保健・福祉主管課、介護サービス事業者等の中で指導連携の徹底を図るよう要請する。（健康福祉部⇒市町村、介護サービス事業者）

キ 海外渡航、観光客、駐在員

- ・ 不要不急の海外渡航の自粛を要請する。（県民文化課国際室⇒渡航予定者）
- ・ 発熱、咳等の症状のある者に渡航自粛を要請する。（県民文化課国際室⇒渡航予定者）
- ・ 非流行地域に派遣している駐在員の帰郷延期又は自粛を要請する。（工業振興課、商業経済交流課⇒事業者団体⇒事業所）

ク 一般家庭

- ・ 感染・発病が疑われる場合には、医療機関に電話で問い合わせのうえ、指示・案内に従って受診してもらうよう要請する。（保健薬務課⇒市町村⇒一般家庭）
- ・ 感染の疑いがある間は、マスクを着用するとともに外出を控え、家屋内の換気をこまめに行うよう要請する。（保健薬務課⇒市町村⇒一般家庭）
- ・ 発病後に回復解熱した場合でも、ウイルス排出がしばらくは続くと考えられていることから、7日間は外出を控えてもらうよう要請する。（保健薬務課⇒市町村⇒一般家庭）

(4) 疫学調査

- ・ 国内発生・県内非発生段階に引き続き、実施する。（保健所）
- ・ 感染拡大防止のため必要と判断した場合は、患者や家族等の接触者に対し、自宅待機を勧奨するとともに、感染予防策、健康チェック方法、症状が見られたときの早期受診等の指導を行う。（保健所）

(5) 医療体制

ア 医療機関との連絡調整

a 医療機関共通

- ・ 県内の医療については、新型インフルエンザの封じ込めを目的とし、症状の軽重にかかわらず、原則として感染症指定医療機関（陰圧化が可能な結核

病床を有する医療機関を含む)による入院治療を行うよう要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)

- 診療を担当する医療機関は次のとおりである。
 - 第1種感染症指定医療機関 施設数：1 病床数：2
山形県立中央病院（2床）
 - 第2種感染症指定医療機関 施設数：4 病床数：16（陰圧施設・別棟）
山形県立河北病院（6床・別棟）
山形県立新庄病院（2床・陰圧施設）
公立置賜総合病院（4床・陰圧施設）
山形県立日本海病院（4床・陰圧施設）
 - 結核病床を有する医療機関 施設数：1 病床数：50（陰圧施設）
独立行政法人国立病院機構山形病院（50床・陰圧施設）

- b 感染症指定医療機関（陰圧化が可能な結核病床を有する医療機関を含む）
 - 発熱患者専用外来を設置し、新型インフルエンザの診断及び入院による治療を行うよう要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)
 - 専用外来において発熱により受診した患者に対してマスクの着用を徹底するとともに、発熱のある患者とそうでない患者の診療場所を区別するよう要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)
 - 待合エリアにマスクを配置し、呼吸器患者のマスク着用を徹底するとともに、手洗設備や消毒用アルコールの配置による手指消毒を行うよう要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)
 - 入院治療を行う場合は、病棟単位又はフロア単位で新型インフルエンザ患者を管理できる体制を確保するよう要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)

- c 感染症指定医療機関以外の二次医療機関
 - 新型インフルエンザの感染が疑われる場合、必要事項（新型インフルエンザが発生している国への渡航歴、あるいは渡航者との接触の有無、現在の症状等）を問診したうえで、感染症指定医療機関への受診指導又は県への移送要請を行うよう周知する。(保健薬務課、健康福祉企画課)
 - 県医師会と連携し、流行期（フェーズ6B）における中等度・重症患者の入院医療体制の確保を要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)
 - 流行期（フェーズ6B）には病床が不足することが想定されるため、治療計画の見直しによる早期退院を進め、入院ベッドの確保を図るよう要請する。また、通常の病床が不足の場合は、現在利用していない病床を利用することも考慮するよう要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)

- ・ 流行期（フェーズ6B）において、可能な限り発熱患者専用外来の設置するよう要請する（保健薬務課、健康福祉企画課）
- d 一次医療機関
- ・ 二次医療機関（感染症指定医療機関以外）と同様、感染が疑われる場合は、感染症指定医療機関への受診指導又は県への移送要請を行うよう周知する。（保健薬務課、健康福祉企画課）
 - ・ 県医師会と連携し、流行期（フェーズ6B）における軽症患者等の外来治療体制の確保を要請する。（保健薬務課、健康福祉企画課）
- イ 医療スタッフの確保・予防対策・健康管理
- ・ 流行期（フェーズ6B）に備え、県看護協会と連携し、離職者・退職者等の応援を含め、医療スタッフを確保する。（保健薬務課、健康福祉企画課）
 - ・ 各医療機関に対し、医療スタッフに対する十分な感染防御対策（感染症管理の知識の習得と実践）を図るよう要請する。（保健薬務課）
 - ・ 新型インフルエンザ患者（疑い例を含む）を担当する医療従事者について、毎日2回の発熱チェックを行うなど体調管理に細心の注意を払うよう要請する。また、発熱が認められた場合は、直ちに抗インフルエンザウイルス薬を投与することや、可能であれば抗インフルエンザウイルス薬の予防投与も考慮するよう要請する。（保健薬務課）
- ウ 患者移送体制の強化
- ・ 新型インフルエンザ患者の感染症指定医療機関（陰圧化が可能な結核病床を有する医療機関を含む）への移送を行うよう要請する。（保健薬務課、総合防災課）
 - ・ 各消防機関に対し、搬送時のN95等のマスク・ガウンの着用や消毒用アルコールによる手指消毒等を徹底するよう周知する。（保健薬務課、総合防災課）
- エ 臨時の収容施設
- ・ 流行期（フェーズ6B）において、患者が医療機関内に入院しきれない場合の臨時収容施設にあてる公共施設等に対し受入れ準備を要請するとともに、協力が得られる医療機関に医療従事者の応援を要請する。（関係部局）
- オ 抗インフルエンザウイルス薬
- ・ 感染症指定医療機関（陰圧化が可能な結核病床を有する医療機関を含む）に対し、新型インフルエンザ患者へ抗インフルエンザウイルス薬等を使用した治

療を要請する。(保健薬務課)

- ・ 感染症指定医療機関等に対し、医療及び社会機能維持の観点から、次の者に抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。(保健薬務課)
 - 患者が受診した医療機関の医療従事者
 - 社会機能維持者（感染者との濃厚接触があり、かつ社会機能維持者（救急搬送した消防関係者等））
- ・ 国内発生・県内非発生（フェーズ4B）に引き続き、各医療機関に対し、通常のインフルエンザ患者には、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控えるよう要請する。(保健薬務課)

カ 新型インフルエンザワクチン

- ・ 接種計画に基づき、新型インフルエンザワクチン接種を行う。
 - 新型インフルエンザワクチンが薬事承認されていない場合
 - プロトタイプワクチンを緊急的な措置として、医療従事者及び社会機能維持者を対象に、本人の同意を得たうえで接種する（プロトタイプワクチンの安全性・有効性を勘案しながら実施）。
 - 新型インフルエンザワクチンが薬事承認されている場合
 - パンデミックワクチンの供給がなされるまで、状況に応じて医療従事者及び社会機能維持者を対象に、本人の同意を得たうえでプロトタイプワクチンを接種する。
 - パンデミックワクチンが製造され次第、希望者への接種を開始する。
 - ※ プロトタイプワクチン：対象とするウイルス株が特定されていない場合に、モデルウイルスを用いて作成されたワクチン。主に治療等の薬事承認を得るための申請データの作成に用いる。
 - ※ パンデミックワクチン：流行しているウイルス株を用いて、作成されたワクチン。

(6) 県の組織体制

- ・ 不要不急の会議、研修、行事・イベント等は延期又は中止する。(各所属)